

事 務 連 絡
課 酒 5 - 3 7
令和6年12月17日

各都道府県
財政担当課
地方創生担当課 } 御中

国税庁課税部酒税課

「重点支援地方交付金」による「原料米等価格の高騰に伴い
影響を受ける酒蔵等への支援」のお願いについて

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行っています。

さて、日本各地に存在する日本酒、焼酎、泡盛及びみりんの製造者（以下「酒蔵」といいます。）は、その地域で栽培された「米」を原料に用いて酒造りを行うことから歴史的、文化的に地域社会との繋がりが深く、地方創生や地域経済の発展に関しても、地域の中核的な存在として重要な役割を果たしていただいております。

今般、令和6年産米の相対取引価格が、令和6年10月の全銘柄平均で23,820円/60Kg（前年同月比+8,639円（+57%））となるなど、急激な米価格の高騰が生じております。この価格高騰は、酒蔵が用いる原料米にも波及しており、酒蔵のほとんどが中小事業者であることから、柔軟な価格転嫁をすぐに行うことが出来ず、米代金の支払資金の不足により生産計画に沿った仕入れができなくなり、生産量が減り、結果として売上が減少する悪循環に陥るなど、事業活動に支障をきたす酒蔵が懸念されます。

国税庁では、全国に存在する酒造組合が加盟する組織である日本酒造組合中央会とも連携し、短期での運転資金の円滑な調達に係る支援措置を講ずるなど対応を進めておりますが、地域によっては酒米を生産していた農家が高価で売れる食用米に転作を図るなど、米価格の高騰をきっかけとして地域産業構造が変化しており、この影響の激変緩和のための措置として、各地の酒蔵が実施する商品の高付加価値化や生産性向上のための取組に伴う費用の負担軽減を支援する必要があると考えております。

そこで、各都道府県におかれましては、令和6年11月29日付内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡「令和6年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」における推奨事業メニューのご検討に当たりましては、酒蔵及び酒蔵が加盟する酒造組合への「重点支援地方交付金」の活用をご検討いただければとお願い申し上げます。

つきましては、各地域の実情に応じて酒蔵等に対し積極的にご支援いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

（連絡先）

国税庁 酒税課

平澤

03-3581-4161（内線 3737）

重点支援地方交付金を活用した酒蔵等の支援について

【支援の必要性】

発生している問題

物価高騰・酒蔵※で用いる原料用米の仕入価格が急激に高騰しています

※ 日本酒のほか、焼酎、泡盛及びみりんにおいても原料として「米」を用いています。

地域への影響

酒蔵に関連する地域経済活動（利益の分配、雇用等）に悪影響があります

1. お酒の製造原価が高騰し、酒蔵の利益が減少します

（例えば、日本酒一升瓶（1.8L）の製造には玄米1.5Kgが必要です。売価3,000円の場合、米代は約500円と約2割を占めます。これが1.2倍～2倍も高騰しています。）

2. 地元産の米が酒造りに使われなくなります

（これまで協力関係にあった酒米農家が、相対的に利益が多く手間暇のかからない食用米に転作してしまうことを酒蔵は危惧しています。また、相対的に安価である他県産米やMA米の魅力が向上します。）

3. 酒米の生産農家が減少し、農村環境の荒廃に繋がります

（一度失った酒米生産のノウハウは簡単には戻すことはできません。）

重点支援地方交付金を活用して、酒蔵及び酒造組合の支援をご検討ください

※ 地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、「原料米等価格の高騰に伴い影響を受ける酒蔵等への支援」は、実施計画に記載して申請いただくことが可能ですので、重点支援地方交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。